

1 募集職種

しよくしゆ 職種	しよくむないよう 職務内容	ひつよう めんきよ 必要な免許
こうしとう 講師等 (りんじこうし 臨時講師・ ひじょうきんこうし 非常勤講師)	りんじこうし じょうきん きょうゆ ようごきょうゆとう 臨時講師(常勤)は、教諭、養護教諭等 に準ずる職務に従事します。 ひじょうきんこうし しゅう き じかんわり 非常勤講師は、週あたり決まった時間割 におう に依じて勤務します。	きょういんめんきよ 教員免許
じむしよくいん 事務職員	しちょうりつがっこう おこな いっぱんじむ じゅうじ 市町立学校で行う一般事務に従事し ます。	

※ 免許が必要な職種への応募には、該当する免許(有効期限内)を
 取得していることが必要です。

2 資格

以下の①～③の条件(講師等は①～④の条件)をすべて満たす方が
 登録できます。

① 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育
 手帳の少なくともいずれかを持っている方

※ 障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がい者と
 判定された方を含みます。

② 免許が必要な職種については、当該職種に必要な免許を
 有する方

※ 教員免許については有効期間中のものに限ります。

③ ちほうこうむいんほうだい じょう かくごう がいとう かた
地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない方

さんこう ちほうこうむいんほうだい じょう
(参考) 地方公務員法第 16 条

- ・ きんこいじょう けい しょ しっこう お しっこう
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を
うけることがなくなるまでのもの
- ・ ひょうごけん ちょうかいめんしょく しょぶん う とうがいしょぶん ひ ねん
兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年
を経過しない者
- ・ にほんこくけんぽうしこう ひ い ご にほんこくけんぽう もと せいりつ
日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立
した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を
けっせい かにゆう もの
結成し、またはこれに加入した者

④ こうしとうとうろくきぼうしゃ くわ がっこうきょういくほうだい じょう い か
講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第 9 条の以下の
かくごう がいとう
各号のいずれにも該当しない方

さんこう がっこうきょういくほうだい じょう
(参考) 学校教育法第 9 条

- ・ きんこいじょう けい しょ もの
禁錮以上の刑に処せられた者
- ・ きょういくしよくいんめんきよほうだい じょうだい こうだい ごうまた だい ごう がいとう
教育職員免許法第 10 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する
ことによりめんきよじょう こうりよく うしな とうがいしっこう ひ ねん
免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を
けいか もの
経過しない者
- ・ きょういくしよくいんめんきよほうだい じょうだい こう だい こう きてい
教育職員免許法第 11 条第 1 項から第 3 項までの規定により
めんきよじょうとりあ しょぶん う 3ねん けいか もの
免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者

3 とうろくてつづ およ うけつけ
登録手続き及び受付

とうろく ねんかん つう ずいじょう つ しょうてい しょう しゃじんざい
登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者人材
とうろくもうしこみしょ ひつようじこう きにゆう かんけいきょういくじむしょ じさん
登録申込書」に必要事項を記入し、関係教育事務所へ、持参または
ゆうそう
郵送してください。

4 とうろく ゆうこうきかん
登録の有効期間

ゆうこうきかん とうろく きぼう ねんどかぎ ねんいない ねんど こ
有効期間は登録を希望された年度限り（1年以内）です。年度を越えて
にんよう きぼう ばあい さいどとうろく
任用を希望する場合は、再度登録してください。

5 選考の方法

がいと う しょくしゆ けついん しょう とき がいと う たんとうしゃ ほんにん
該当の職種に欠員が生じた時に、該当担当者からご本人あてに
ちやくせつれんらく めんせつ せんこう おこな めんせつ さい しょうがいしゃてちよう
直接連絡し、面接による選考を行います。面接の際に障害者手帳
とう かくにん
等の確認をさせていただきます。

6 任用予定校

しちようりつ しょう ちゆう とくべつしえんがっこう ていじせいこうこう
市町立の小・中・特別支援学校・定時制高校

7 任用の時期

にんよう けついん しょう じてん ねんかん つう ずいじおこな
任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

8 任用期間

げんそく ねんいない にんようばしょ じょうきょう おう にんようきかん こと
原則として1年以内。任用場所の状況に応じ任用期間は異なります。

9 勤務条件

りんじてきにんようしょくいん きゅうりょうとう しょくしゆ せいきしょくいん
臨時的任用職員の給料等は、それぞれの職種の正規職員に
じゆん けいれき おう きゅうりょうげつがく けてい
準じます。(経歴に応じて給料月額を決定します。)
かいけいねんどしょくいん ほうしゅうとう にんようけいたい こと
会計年度職員の報酬等は任用形態によって異なります。

さんこう だいがくとうそつぎょうちよくご ばあい
【参考：大学等卒業直後の場合】

○臨時講師

きゅうりょうげつがく ちいきてあて のぞ
給料月額(地域手当を除く)

- ・ だいがくそつ 208, 208 円 (1 級 2 1 号給)
- ・ たんだいそつ 188, 552 円 (1 級 1 3 号給)

※ じょうきいがい しょうてあて しきゅう
上記以外に諸手当が支給されます。

ひじょうきんこうし
○非常勤講師

ほうしゅうげつがく ちいきてあて のぞ
報酬月額（地域手当を除く）

しゅうかん きんむじかんすう おう つぎ
1 週間あたりの勤務時間数に応じて、次のとおりです。

しゅうかん 1 週間あたりの勤務時間	ほうしゅうがく えん 報酬額（円）
じかん 29 時間	202,300
じかん ふん 23 時間 15 分	162,200
じかん ふん 15 時間 30 分	108,100
じかん ふん 11 時間 40 分	81,400

つき とちゅう にんよう ばあい りしよく ばあいまた しぼう ばあい
なお、月の途中で任用された場合、離職した場合又は死亡した場合
については日割りにより計算した額となります。

ねんじきゅうかおよ とくべつきゅうか ゆうきゅう かぎ いがい じゆう
また、年次休暇及び特別休暇（有給のものに限る）以外の事由に
より、勤務すべき時間中に勤務しない場合は、その勤務しない時間
じかん きんむじかん じかん あ ほうしゅうがく げんがく ほうしゅう
1 時間について、勤務時間 1 時間当たりの報酬額を減額して報酬
しきゅう
を支給します。

$$1 \text{ 時間当たりの報酬額} = \frac{\text{ほうしゅうげつがく} \times 12 \text{ 月}}{52 \text{ 週} \times 1 \text{ 週間当たりの勤務時間}} \times 1 \text{ 円未満端数切り上げ}$$

じょうきいがい ちいきてあて つうきんてあて しきゅう
※ 上記以外に地域手当、通勤手当が支給されます。

りんじじむしょくいん
○臨時事務職員

きゅうりょうげつがく ちいきてあて のぞ
給料月額（地域手当を除く）

- ・ だいがくそつ 171,700 円 (2 級 21 号給)
- ・ たんだいそつ 160,100 円 (2 級 13 号給)
- ・ こうこうそつ 150,600 円 (2 級 5 号給)

じょうきいがい してあて しきゅう
※ 上記以外に諸手当が支給されます。

10 ^{とうろくもうしこみしよ はいふばしよ}
登録申込書の配布場所

^{かんけいきょういくじむしよ そうむか}
関係教育事務所の総務課

※ ^{とうろくもうしこみしよ ゆうそう と よ ばあい へんしんよう ちょう ごう}
登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として長3号

^{ふうとう へんそうさき めいき えんきって ちょうふ かんけいきょういくじむしよ}
封筒に返送先を明記のうえ、84円切手を貼付し、関係教育事務所

^{そうふ さい しょう しゃじんざいとうろくもうしこみしよ きぼう}
あて送付してください。その際、「障がい者人材登録申込書」希望

^{しゅが}
と朱書きしてください。

※ ^{きょうしよくいんか}
教職員課のホームページからもダウンロードができます。

^{りょうめんいんさつ しょう}
(両面印刷をして使用してください)

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/index.html>

11 ^{とうろくもうしこみしよ ていしゅつさきおよ と あ さき}
登録申込書の提出先及び問い合わせ先

^{かくきょういくじむしよ}
各教育事務所

^{はんしんきょういくじむしよ そうむか きょうしよくいんたんとう}
阪神教育事務所 総務課 教職員担当

^{しょざいち ひょうごけんにしのみやしはぜつちやう ひょうごけんにしのみやちやうしゃ かい}
〈所在地〉〒662-0854 兵庫県西宮市櫛塚町2-28 兵庫県西宮庁舎3階

^{でん わ}
〈電話〉0798-39-6154

^{はりまひがしきょういくじむしよ そうむか きょうしよくいんたんとう}
播磨東教育事務所 総務課 教職員担当

^{しょざいち ひょうごけんか こがわしかこがわちやうじけまちてんじんき}
〈所在地〉〒675-8566 兵庫県加古川市加古川町寺家町天神木97-1

^{ひょうごけんか こがわそうごうちやうしゃ かい}
兵庫県加古川総合庁舎9階

^{でん わ}
〈電話〉079-421-9413

^{はりまにしきょういくじむしよ そうむか きょうしよくいんたんとう}
播磨西教育事務所 総務課 教職員担当

^{しょざいち ひめじしひがしのぶすえさんちやうめ ばんち ひめじしらすぎ かい}
〈所在地〉〒670-0965 姫路市東延末三丁目12番地 姫路白鷺ビル8階

^{でん わ}
〈電話〉079-281-9123

^{たじまきょういくじむしよ そうむか}
但馬教育事務所 総務課

^{しょざいち ひょうごけんとよおかしさいわいちやう ひょうごけんとよおかそうごうちやうしゃ かい}
〈所在地〉〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11 兵庫県豊岡総合庁舎4階

^{でん わ}
〈電話〉0796-26-3773

□ たんばきょういくじむしょ 丹波教育事務所 そうむか 総務課

しょざいち
〈所在地〉 〒669-2341 ひょうごけんささやましぐんげ 兵庫県篠山市郡家451-2

でんわ
〈電話〉 079-552-7484

□ あわじきょういくじむしょ 淡路教育事務所 そうむか 総務課

しょざいち
〈所在地〉 〒656-0021 ひょうごけんすもとししおや ちょうめ ばんごう 兵庫県洲本市塩屋2丁目4番5号

ひょうごけんすもとそうごうちょうしゃ かい
兵庫県洲本総合庁舎3階

でんわ
〈電話〉 0799-26-3203

12 た その他

○ とうろくないよう へんこう しょう ばあい かんけいきょういくじむしょ れんらく
登録内容に変更が生じた場合は、関係教育事務所に連絡してください。

○ にんよう かぎ とうろく にんよう ばあい
任用には限りがありますので、登録しても任用できない場合があります。

○ とうろく かた にんよう き しだい さっきゅう
登録された方は、任用が決まり次第、早急にFAXまたはハガキで
にんようじょうきょう ほうこく
任用状況を報告してください。

べっし
(別紙)

ひょうごけんし ちょうりつしょう ちゅう とくべつしえんがっこう ていじせいこうこう
兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校

しょう しゃじんざいとろうく にんようほうこく
障がい者人材登録 任用報告

きょういくじむしょ そうむか いき
〇〇 教 育 事 務 所 総 務 課 行

きぼうしよくしゆ 希望職種	
------------------	--

な まえ
名 前

TEL () —

か き にんよう けつてい ほうこく
下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

にん 用 状 況	がっ こう めい 学 校 名	にんようきかん 任用期間	しよくしゆ 職種	にんようけいたい 任用形態	きんむじかん 勤務時間 (非常勤)
	がっこう 学校	ねん がつ にち 年 月 日 ～ ねん がつ にち 年 月 日		じょうきん ひじょうきん 常勤・非常勤	
	がっこう 学校	ねん がつ にち 年 月 日 ～ ねん がつ にち 年 月 日		じょうきん ひじょうきん 常勤・非常勤	